証券コード　2681
平成27年６月10日

株　主　各　位

名古屋市中区富士見町８番８号
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠　藤　結　蔵

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月24日(水曜日)午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送(議決権行使書)による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

パソコン又は携帯電話より当社指定の『議決権行使ウェブサイト』

http://www.it-soukai.com/

にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午後２時
（受付開始時刻は、午後１時を予定しております。）

２．場　　所　　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間

３．目的事項

報告事項

１．第27期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第27期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役４名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集に当たっての決定事項

次頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.geonet.co.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

１．インターネットによる議決権行使について

（１）書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の『議決権行使ウェブサイト』（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

（２）行使期限は平成27年６月24日（水曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（４）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。
次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・『議決権行使ウェブサイト』は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）『議決権行使ウェブサイト』の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－768－524　（平日　９：00～21：00）

（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－288－324　（平日　９：00～17：00）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境を概観いたしますと、メディアショップにつきましては、平成26年の映画興行収入が４年ぶりに2,000億円を超え、「アナと雪の女王」や「妖怪ウォッチ」など社会的ブームを巻き起こすヒット作品が生まれるなど、パッケージソフトに追い風の環境を享受できたものの、スマホの台頭などによるお客様の時間消費選択肢の多様化に拍車がかかっていることへの対処が求められています。

一方、リユースショップにつきましては、いわゆる３Ｒ（Reduce、Reuse、Recycle）志向が定着する中、個人間売買やネット販売の活性化も含めて、「リユース」の認知度は益々高まり、成長が加速しています。

さらに、両業態に共通する商材としてモバイル商品を扱ってまいりましたが、通信自由化の下「格安スマホ」が一大勢力となる中、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、販売網及びシェアの拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高につきましては、前連結会計年度に比べ7,984百万円増加し、270,308百万円となりました。

※「メディアショップ」
パッケージソフトを中心にレンタル・中古品買取販売・新品販売を行う店舗。
屋号は「ゲオ」で営業。

※「リユースショップ」
衣料・雑貨・家電製品等の中古品の買取販売を行う店舗。
屋号は「ジャンブルストア」「セカンドストリート」で営業。

当連結会計年度末における当社グループの店舗・施設数の状況は以下のとおりとなりました。

（ ）内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店	代理店	ＦＣ店	合計
店　舗　数	1,370（△18）	92　（△7）	128　（+7）	1,590（△18）
メディア系	980（△21）	92　（△7）	88　（+5）	1,160（△23）
融合系	98　（+7）			98　（+7）
リユース系	279　（+39）		40　（+2）	319　（+41）
ファミリーブック	0（△43）			0（△43）
ウェアハウス	10　（△1）			10　（△1）
その他	3　（+1）			3　（+1）

（注）１．同一施設内において複数の屋号で営業している場合、店舗としては併せて１店舗とカウントしております。

２．同一施設内において直営店と代理店・ＦＣ店を複数の屋号で営業している場合、屋号ごとにカウントしておりますが、店舗合計としては併せて１店舗とカウントしております。

３．同一施設内においてメディア系とリユース系の屋号で営業している店舗を融合系としてカウントしております。

４．直営店とＦＣ店が併設して融合系となっている場合、ＦＣ店はカウントしていません。

イ.売上高

売上高につきましては、前連結会計年度に比べ7,984百万円増加し、270,308百万円(前年同期比3.0%増)となりました。

主要部門の状況は以下のとおりとなりました。

名称		当連結会計年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	前年同期比
レンタル		83,307百万円	100.6%
リユース品	メディア系	48,526百万円	107.0%
	リユース系	32,341百万円	110.5%
新品		79,568百万円	112.0%

ロ.売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

全体の粗利益率には若干の減少が見られたものの、当初見込まれた販売管理費の抑制に努めた結果、営業利益につきましては、前連結会計年度に比べ359百万円増加し、9,558百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

ハ.経常利益、当期純利益

当連結会計年度における経常利益につきましては、前連結会計年度に比べ685百万円増加し、10,030百万円（前年同期比7.3%増）となり、同じく当期純利益につきましては、子会社再編等による法人税等調整額が発生した結果、前連結会計年度に比べ3,528百万円増加し、7,337百万円（前年同期比92.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産19,169百万円（レンタル用資産を含む）、敷金及び保証金74百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として15,400百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社子会社の株式会社ゲオと株式会社ウェアハウスは、平成26年４月１日を効力発生日として、株式会社ゲオを存続会社とする吸収合併を行いました。
当社子会社の株式会社ゲオと株式会社ＮＥＳＴＡＧＥは、平成26年６月１日を効力発生日として、株式会社ゲオを存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (平成24年３月期)	第 25 期 (平成25年３月期)	第 26 期 (平成26年３月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　上　高(百万円)	258,244	259,288	262,324	270,308
経　常　利　益(百万円)	16,464	15,643	9,344	10,030
当　期　純　利　益(百万円)	6,842	8,380	3,808	7,337
１株当たり当期純利益　(円)	12,581.66	15,480.77	70.54	137.99
純　資　産(百万円)	53,425	57,978	59,199	63,214
１株当たり純資産額　(円)	92,690.69	105,331.25	1,093.16	1,204.85
総　資　産(百万円)	128,075	121,353	115,581	127,612

（注）当社は平成25年５月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、平成26年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	第 24 期 (平成24年３月期)	第 25 期 (平成25年３月期)
1株当たり当期純利益（円）	125.81	154.80
1株当たり純資産額（円）	926.90	1,053.31

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売、アミューズメント施設運営
株式会社アシスト	10百万円	100.0%	ギフト商品の卸売
株式会社アムス	95百万円	100.0%	家庭用電化製品・腕時計・香水・雑貨の卸売、自動車用品の輸入・卸売販売
株式会社イーネット・フロンティア	10百万円	100.0%	メディア商品の制作・販売
株式会社エイシス	30百万円	100.0%	インターネットショップの運営、各種情報処理業務
株式会社ゲオネットワークス	60百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・書籍等のオンラインレンタル
株式会社ゲオビジネスサポート	9百万円	100.0%	商品加工業務
株式会社ファミリーブック	200百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リサイクル、販売

(注) 1．株式会社ウェアハウス及び株式会社ＮＥＳＴＡＧＥにつきましては、平成26年４月１日付及び平成26年６月１日付でそれぞれ株式会社ゲオと合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
2．株式会社ゲオネットワークスにつきましては、平成26年10月１日付で商号を株式会社ぽすれんから変更いたしました。
3．株式会社ゲオウェブサービスにつきましては、平成26年６月27日付で清算結了したことにより、重要な子会社から除外いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リサイクル、販売

(4) 会社の対処すべき課題と中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く環境は変化が激しく、今後益々の競争激化が予想されます。

既存のメディアショップにおいては、近年普及が加速しているＨＤＤレコーダーやスマートフォンによる時間消費との競争関係を意識する必要があることに加え、海外からのＶＯＤ大手事業者の参入などが、当社グループレンタル部門に影響を与える可能性があります。

一方で、当社グループが注力し、市場において確固たる存在感を示しているリユース部門については、ネット販売・個人間売買支援サイトの登場など、店舗にとどまらない多くの参入がみられることでさらなる高い成長が期待される市場でありますが、既に小規模企業の店舗の淘汰、再編の機運も生じております。これは、当社グループにとっては、成長を加速させる機会といえます。

直営店舗を多数擁する強みを生かしながら、両事業におけるいかなる変化にも対応を可能とするオムニチャネル・リテイリング実現に向けた足がかりを定めることが、当社グループが持続的な成長を果たし、企業価値を向上させていくために必要なことであると認識しています。

なお、昨年来醸成されてきた好況感の中で、人材を集めることが難しくなってきておりますが、人が財産である当社グループとしては、それを乗り越え、優秀な人材を確保し、育てていくことの重要度が増しております。

これらの課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース部門の拡大加速

リユース部門においては、ＦＣ店も含めまして、昨年12月に400店舗出店を達成いたしましたが、平成28年3月期中に500店舗出店を実現させます。併せて、「ジャンブルストア」につきましては、都心部で衣料を中心とした生活提案を行っていく特化型店舗を残し、総合リユースの「セカンドストリート」に順次統合してまいります。これにより、お客様にますますリユースを身近に感じていただく機会を増やし、両ブランドのブランディングを深化させてまいります。

これらの施策とともに、リユース業界において最大の店舗網と認知度を有するチェーンとして、方向性を同じくする企業との業界再編を主導し、海外展開等さらなる発展の礎を築きながら、圧倒的リーディングカンパニーの地位を不動のものとしてまいります。

②メディア部門の利益維持・向上

メディア部門は、市場規模は縮小しているものの、寡占市場において占有率を高め、その事業規模を維持することにより、いわゆる「残存者利益」を享受している状況にあります。また、後述するモバイル部門やネットワーク戦略などをインキュベートさせる背景ならびに規模を有しております。

今後、企業の消滅・店舗の撤退が加速する中、従来以上に供給者として各種商材の魅力の提案発信を行うとともに、個店の磨き上げを継続してまいります。一方で、「本部」が「個店」を一括運営していく考え方に捉われず、「エリア」でよりきめ細やかなお客様へのリーチをはかり、利益の最大化に取り組んでまいります。

③モバイル部門の確立

本年５月に開始されておりますＳＩＭロック解除義務化は、昨年からの「格安スマホ」普及の流れを大きく後押しするものと理解しております。新品携帯電話販売と、リユース商材取扱ノウハウを併せ持つ当社グループでは、従前から、様々な取り組みを行ってまいりましたが、これを第三の柱となる部門に昇華させる時期が到来したと認識しております。

1,000超の店舗で行ってきた中古携帯の取扱をベースに培った調達販売力とノウハウを活かし、多岐に亘るお客様のニーズにワンストップで応えられる店舗「ゲオモバイル」を既存店舗の転換と新規出店で急速に拡大してまいります。

④ネットワーク戦略の継続深耕

リユース部門においては昨年リリースしたアプリの活用も含めて、店舗・ＥＣの併売を全店で導入し、今後利用拡大を図ってまいります。リニューアルから１年半で350万ユーザを突破したゲオアプリとともに、店舗への顧客誘導を行うのみならず、ユーザを基盤とした様々なサービス展開に向け、グループ内再編で誕生した株式会社ゲオネットワークスを中心に取り組んでまいります。

⑤新規事業領域の獲得

新たな柱となる事業領域を、既存ビジネスの延長上は勿論、Ｍ＆Ａ手法の活用等により積極的に模索獲得いたします。

⑥人材の獲得と教育投資

各項で述べてきた戦略を実現するため、昨年行った組織体制・人事制度改革の定着・安定化を継続しつつ、適切なコスト負担による人材獲得と教育投資による人材の徹底活用を引き続き推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事　　業	内　　容
メディア・リユースショップ運営	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売
アミューズメント施設運営	ゲーム施設等の娯楽遊戯施設の運営
そ　の　他	卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	愛知県名古屋市中区
東京事務所	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
メディア・リユースショップ運営部門	3,201（ 9,920）	＋91（ △430）
アミューズメント施設運営部門	78（ 132）	＋11（ △16）
そ　の　他	17（ 4）	△３（ ― ）
グループ経営企画・管理部門	283（ 58）	＋59（ ＋38）
合　計	3,579（10,114）	＋158（ △408）

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
283（ 58）	＋59（＋38）	41.05	9.77

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。
２．使用人数が前事業年度末に比べ59名増加いたしましたのは、主として組織変更により当社連結子会社への出向を解除したものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

① 株式会社ゲオホールディングスの借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,165百万円
株式会社福岡銀行	2,537
株式会社三井住友銀行	2,500
株式会社十六銀行	2,237
株式会社新生銀行	1,464
農林中央金庫	1,000
愛知県信用農業協同組合連合会	964

② 株式会社ゲオの借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	474百万円
株式会社武蔵野銀行	237
株式会社三井住友銀行	175
株式会社百十四銀行	154
株式会社十六銀行	115
株式会社北海道銀行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　200,000,000株

② 発行済株式の総数　54,401,200株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は18,400株増加しております。

③ 株主数　65,030名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	13,985,800株	26.74%
株式会社藤田商店	3,960,000株	7.57%
常興薬品株式会社	1,782,900株	3.40%
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,035,432株	1.97%
遠藤素子	948,200株	1.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	863,900株	1.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	704,400株	1.34%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200株	1.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	652,700株	1.24%
東京海上日動火災保険株式会社	576,000株	1.10%

（注）１．当社は、自己株式を2,106,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成21年８月４日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　700個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　70,000株
・新株予約権の払込金額
　１個当たり　67,881円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　１円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成21年８月21日から平成51年８月20日まで
・新株予約権の行使の条件
　当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	700個	70,000株	1名
社外取締役	―個	―株	―名
監査役	―個	―株	―名

（注）平成25年10月１日付で行った、１株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤結蔵	執行役員
取締役	吉川恭史	執行役員 株式会社ゲオ代表取締役社長
取締役	清水松生	執行役員
取締役	北島孝久	サン綜合法律事務所
取締役	大森一志	大森法律事務所
取締役	荻野恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 株式会社あいけん保険サービス代表取締役
取締役	志村直幸	株式会社ケーナインラボ非常勤取締役 株式会社ＴＳアドバイザリ・サービス取締役 株式会社フィナンシャルサーベイ取締役 有限会社キュムラス取締役 株式会社enish社外監査役
常勤監査役	笹野和雄	
監査役	春馬葉子	春馬・野口法律事務所(弁護士登録名 野口葉子) ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役
監査役	田村正治	
監査役	小宮山太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所

(注) 1．取締役北島孝久氏、大森一志氏、荻野恒久氏及び志村直幸氏は、社外取締役であります。
2．監査役春馬葉子氏及び田村正治氏は、社外監査役であります。
3．取締役北島孝久氏及び大森一志氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役志村直幸氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び平成９年６月から平成20年６月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役春馬葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．監査役田村正治氏は、金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しております。
9．監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10．当社は、監査役春馬葉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (4)	99百万円 (31)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2)	23百万円 (8)
合計 （うち社外役員）	11名 (6)	123百万円 (40)

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役荻野恒久氏は、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社は有限会社コンサルティングボックスとの間に特別な関係はありません。同氏は株式会社あいけん保険サービスの代表取締役であります。当社は株式会社あいけん保険サービスとの間に特別な関係はありません。

・取締役志村直幸氏は、株式会社ケーナインラボの非常勤取締役であります。当社は株式会社ケーナインラボとの間に特別な関係はありません。同氏は株式会社ＴＳアドバイザリ・サービスの取締役であります。当社は株式会社ＴＳアドバイザリ・サービスとの間に特別な関係はありません。同氏は株式会社フィナンシャルサーベイの取締役であります。当社は株式会社フィナンシャルサーベイとの間に特別な関係はありません。同氏は有限会社キュムラスの取締役であります。当社は有限会社キュムラスとの間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役志村直幸氏は、株式会社enishの社外監査役であります。当社は株式会社enishとの間に特別な関係はありません。

・監査役春馬葉子氏は、ジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社はジャパンマテリアル株式会社との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社壱番屋の社外取締役であります。当社は株式会社壱番屋との間に特別な関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役　北島　孝久	当事業年度に開催された13回の取締役会のうち12回に出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　大森　一志	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　荻野　恒久	当事業年度に開催された13回の取締役会のうち12回に出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　志村　直幸	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　春馬　葉子	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　田村　正治	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が８回ありました。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことにより当社に賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

（注）１．当社及び子会社株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部担当取締役を統括責任者とし、全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。

2）監査部はコンプライアンスの状況を内部監査し、取締役・監査役に報告する。

3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、従業員は内部通報制度規程に従い、直接、担当窓口に通報する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。

2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。

2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。

3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤　当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の統括管理を経営管理部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。

2）子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。

3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、取締役・従業員に対し、報告を求める。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、社長との定期的な意見交換会を開催し、また監査部との連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査を図る。

2）監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	68,659	流動負債	35,068
現金及び預金	32,052	買掛金	13,540
受取手形及び売掛金	4,077	1年内返済予定の長期借入金	7,097
商品	23,834	1年内償還予定の社債	149
繰延税金資産	1,806	賞与引当金	1,420
その他	7,181	その他	12,860
貸倒引当金	△292	固定負債	29,329
固定資産	58,952	社債	254
有形固定資産	34,043	長期借入金	21,843
レンタル用資産	7,038	リース債務	1,660
建物及び構築物	13,622	繰延税金負債	22
土地	6,356	資産除去債務	3,994
リース資産	1,754	その他	1,554
その他	5,270	負債合計	64,398
無形固定資産	1,277	（純資産の部）	
投資その他の資産	23,632	株主資本	62,724
投資有価証券	1,002	資本金	8,615
長期貸付金	6,682	資本剰余金	6,090
敷金及び保証金	14,735	利益剰余金	49,998
繰延税金資産	3,774	自己株式	△1,979
その他	1,188	その他の包括利益累計額	282
貸倒引当金	△3,751	その他有価証券評価差額金	282
		新株予約権	206
		純資産合計	63,214
資産合計	127,612	負債純資産合計	127,612

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		270,308
売上原価		157,825
売上総利益		112,483
販売費及び一般管理費		102,925
営業利益		9,558
営業外収益		
受取利息及び配当金	114	
不動産賃貸料	1,167	
その他	1,062	2,343
営業外費用		
支払利息	231	
不動産賃貸費用	609	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	252	
貸倒引当金繰入額	227	
その他	550	1,871
経常利益		10,030
特別損失		
減損損失	1,543	1,543
税金等調整前当期純利益		8,486
法人税、住民税及び事業税	2,074	
法人税等調整額	△925	1,149
少数株主損益調整前当期純利益		7,337
当期純利益		7,337

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	8,603	6,078	44,381	△334	58,729	297	297	172	－	59,199
当連結会計年度変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			23					23
剰余金の配当			△1,720		△1,720					△1,720
当期純利益			7,337		7,337					7,337
自己株式の取得				△1,645	△1,645					△1,645
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						△15	△15	33		18
当連結会計年度変動額合計	11	11	5,617	△1,645	3,995	△15	△15	33	－	4,014
当連結会計年度末残高	8,615	6,090	49,998	△1,979	62,724	282	282	206	－	63,214

Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　9社

主要な連結子会社の名称

株式会社ゲオ、株式会社ゲオネットワークス

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ウェアハウスについては、平成26年４月１日付で株式会社ゲオに吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ＮＥＳＴＡＧＥについては、平成26年６月１日付で株式会社ゲオに吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ゲオウェブサービスについては、当連結会計年度において清算結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社ゲオネットワークスは、当連結会計年度において株式会社ぽすれんから社名変更をいたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

有限会社プルーク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　　1社

会社等の名称

株式会社ティー・アンド・ジー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

有限会社プルーク

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ファミリーブックの決算日は９月末日、株式会社アシストの決算日は２月末日であります。

連結計算書類の作成にあたって、株式会社ファミリーブックについては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。株式会社アシストについては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

リユース事業の商品…単品管理商品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、その他の商品については月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

書籍…売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の商品…主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル用資産

レンタルＤＶＤについては、経済的使用価値を勘案し、ＤＶＤ（レンタル事業に供したもの）の償却残高（帳簿価額）の総額に対して、会社独自の償却率（耐用年数24ヶ月）による定率法によって月次で償却しております。また、レンタルＣＤについては、購入時に一括償却する方法によっております。

上記以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～47年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社における見込利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法によっております。

上記以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備え、店舗閉鎖により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　140,894百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券　65百万円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金　50百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
石川県白山市他237件	店舗	建物及び構築物等	1,343
東京都豊島区他1件	共用資産	ソフトウェア	135
宮城県黒川郡大和町他3件	賃貸用資産	建物及び構築物等	39
千葉県市川市他	遊休資産	建物及び構築物等	25
合計			1,543

資産のグルーピングは、主として店舗単位とし、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産については各物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,343百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,142百万円、土地163百万円、その他37百万円であります。

また、今後使用が見込まれない共用資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（135百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア135百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（39百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物20百万円、土地18百万円であります。

また、今後使用が見込まれない遊休資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（25百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物21百万円、その他4百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.6％で割り引いて算定し、正味売却価額は、売却が決定しているものについては相対取引の引合価額に基づき算定しており、遊休資産については処分見込価額により算定しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
   普通株式　54,401,200株
   (注)新株予約権の権利行使により、当連結会計年度末の発行済株式の総数は18,400株増加し、54,401,200株となっております。
2. 剰余金の配当に関する事項
   (1) 配当金支払額等
   ①平成26年６月26日開催の第26期定時株主総会決議による配当に関する事項
   - 配当金の総額　863百万円
   - １株当たり配当金額　16円
   - 基準日　平成26年３月31日
   - 効力発生日　平成26年６月27日

   ②平成26年11月７日開催の取締役会決議による配当に関する事項
   - 配当金の総額　856百万円
   - １株当たり配当金額　16円
   - 基準日　平成26年９月30日
   - 効力発生日　平成26年12月10日

   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
   平成27年６月25日開催の第27期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
   - 配当金の総額　836百万円
   - 配当の原資　利益剰余金
   - １株当たり配当金額　16円
   - 基準日　平成27年３月31日
   - 効力発生日　平成27年６月26日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
   普通株式　375,600株

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、また、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが数ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後19年10ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金、敷金及び保証金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	32,052	32,052	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,077	4,077	－
(3) 投資有価証券	786	786	－
(4) 長期貸付金	6,682		
貸倒引当金（※）	△2,951		
	3,730	3,798	67
(5) 敷金及び保証金	14,735		
貸倒引当金（※）	△91		
	14,644	13,705	△938
資産計	55,291	54,420	△870
(1) 買掛金	13,540	13,540	－
(2) 長期借入金			
１年内返済予定の長期借入金	7,097		
長期借入金	21,843		
長期借入金合計	28,940	28,878	△62
(3) 社債			
１年内償還予定の社債	149		
社債	254		
社債合計	403	402	△0
(4) リース債務			
リース債務（流動負債）	280		
リース債務（固定負債）	1,660		
リース債務合計	1,940	2,586	645
負債計	44,825	45,407	582
デリバティブ取引	－	－	－

（※） 長期貸付金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負　債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金について金利スワップの特例処理を行っているものは、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務（流動負債）は流動負債の「その他」に含まれております。

(3) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引として、金利スワップの特例処理による取引がありますが、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	216

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸用の商業施設（土地を含む）を所有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は557百万円（賃貸収益1,167百万円は営業外収益に、主な賃貸費用609百万円は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高（百万円）	当連結会計年度増減額（百万円）	当連結会計年度末残高（百万円）	
7,168	261	7,430	8,433

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の増減額は、不動産保有目的の変更等による固定資産の増加額が410百万円、主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,204円85銭
2. １株当たり当期純利益　137円99銭

Ⅷ. 企業結合に関する注記

（共通支配下の取引等）

１. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称　株式会社ゲオ（連結子会社）
事業の内容　商品のレンタル・リユース・新品販売
被結合企業の名称　株式会社ウェアハウス（連結子会社）
事業の内容　ＤＶＤ・ＣＤのレンタル事業、総合アミューズメント事業

(2) 企業結合日

平成26年４月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ゲオを存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ゲオ

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の経営資源の有効活用及び経営の効率化を図り、経営基盤の強化を目的としております。

２.実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（共通支配下の取引等）
１.取引の概要
（1）結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合企業の名称　　株式会社ゲオ（連結子会社）
事業の内容　　商品のレンタル・リユース・新品販売
被結合企業の名称　株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ（連結子会社）
事業の内容　　ゲームソフト等のリサイクル、販売
（2）企業結合日
平成26年６月１日
（3）企業結合の法的形式
株式会社ゲオを存続会社とする吸収合併
（4）結合後企業の名称
株式会社ゲオ
（5）その他取引の概要に関する事項
当社グループ全体の経営資源の有効活用及び経営の効率化を図り、経営基盤の強化を目的としております。
２.実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

Ⅸ.重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

Ⅹ.その他の注記
1.資産除去債務関係
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
（1）当該資産除去債務の概要
当社グループは、店舗及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。
（2）当該資産除去債務の金額の算定
使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて２年～39年と見積もり、割引率は0.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
（3）当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,933百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	312百万円
時の経過による調整額	47百万円
資産除去債務の履行による減少額	△182百万円
期末残高	4,110百万円

2.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,581	流動負債	10,321
現金及び預金	20,588	1年内返済予定の長期借入金	5,378
売掛金	262	リース債務	280
前払費用	1,821	未払金	1,414
関係会社短期貸付金	14,024	未払費用	252
繰延税金資産	76	預り金	86
その他	3,855	前受収益	106
貸倒引当金	△47	賞与引当金	118
固定資産	49,854	その他	2,684
有形固定資産	5,778	固定負債	35,567
建物	1,564	社債	100
工具、器具及び備品	413	長期借入金	21,503
土地	3,787	リース債務	1,660
リース資産	7	長期預り保証金	11,848
その他	5	転貸損失引当金	54
無形固定資産	793	その他	401
ソフトウェア	308	負債合計	45,888
その他	484	(純資産の部)	
投資その他の資産	43,282	株主資本	44,056
投資有価証券	818	資本金	8,615
関係会社株式	14,976	資本剰余金	5,286
長期貸付金	6,478	資本準備金	2,223
関係会社長期貸付金	9,043	その他資本剰余金	3,062
敷金及び保証金	12,899	利益剰余金	32,135
繰延税金資産	381	利益準備金	53
その他	2,466	その他利益剰余金	32,082
貸倒引当金	△3,781	別途積立金	100
		繰越利益剰余金	31,982
		自己株式	△1,979
		評価・換算差額等	282
		その他有価証券評価差額金	282
		新株予約権	206
		純資産合計	44,546
資産合計	90,435	負債純資産合計	90,435

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		6,842
営業費用		5,235
営業利益		1,606
営業外収益		
受取利息及び配当金	359	
受取補償金	135	
雑収入	133	627
営業外費用		
支払利息	111	
貸倒引当金繰入額	137	
雑損失	154	402
経常利益		1,831
特別利益		
貸倒引当金戻入額	612	612
特別損失		
減損損失	307	307
税引前当期純利益		2,136
法人税、住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	△169	△97
当期純利益		2,233

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,603	2,211	3,062	5,274	53	100	31,468	31,621	△334	45,164
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	11	11		11						23
剰余金の配当							△1,720	△1,720		△1,720
当期純利益							2,233	2,233		2,233
自己株式の取得									△1,645	△1,645
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	11	11	－	11	－	－	513	513	△1,645	△1,107
当期末残高	8,615	2,223	3,062	5,286	53	100	31,982	32,135	△1,979	44,056

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	297	297	172	45,635
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				23
剰余金の配当				△1,720
当期純利益				2,233
自己株式の取得				△1,645
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15	△15	33	18
当期変動額合計	△15	△15	33	△1,089
当期末残高	282	282	206	44,546

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの…移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
(3) 転貸損失引当金
店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込み賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
(3) ヘッジ方針
主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,106百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
　当社の債務に対する担保の提供はありませんが、他に投資有価証券65百万円を、株式会社ゲオの銀行借入金50百万円の担保に供しております。
3. 保証債務
　次の関係会社の取引先への仕入債務、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社ゲオ	1,564百万円
その他	146百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1)	短期金銭債権	2,032百万円
(2)	長期金銭債権	1,693百万円
(3)	短期金銭債務	3,214百万円
(4)	長期金銭債務	11,438百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1. 営業収益及び営業費用
　当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」、「関係会社受取手数料」が主な収益となることから「営業収益」として、対応する費用を「営業費用」と表示しております。
2. 関係会社との取引高

(1)	営業取引高	
	営業収益	5,503百万円
	営業費用	85百万円
(2)	営業取引以外の取引高	265百万円

3. 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
東京都豊島区	共用資産	ソフトウェア	130
石川県白山市他3件	賃貸用資産	土地等	177
合計			307

資産のグルーピングは、共用資産、賃貸用資産に分類し、賃貸用資産については各物件毎にグルーピングしております。
今後使用が見込まれない共用資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額減損損失（130百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア130百万円であります。
また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（177百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物0百万円、土地177百万円であります。
なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.6％で割り引いて算定し、正味売却価額は、売却が決定しているものについては相対取引の引合価額に基づき算定しております。

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び数
　普通株式　2,106,500株
　(注)自己株式の取得により、当事業年度末の自己株式の数は1,720,200株増加し、2,106,500株となっております。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,338百万円
投資有価証券評価損	797 〃
税務上の繰越欠損金	184 〃
その他	740 〃
繰延税金資産小計	3,061百万円
評価性引当額	△2,430 〃
繰延税金資産合計	630百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△113百万円
その他	△60 〃
繰延税金負債合計	△173百万円
繰延税金資産の純額	457百万円

Ⅵ．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、営業用車両、什器備品他があります。

Ⅶ．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱ゲオ	100.0	店舗の転貸及び資金の援助 役員の兼任あり 債務保証	経営指導料他	5,082	売掛金	262
				出向者給与及び賞与他	16,526	未収金	1,138
				資金の貸付	9,800	短期貸付金	14,000
				資金の回収	9,700	長期貸付金	8,203
				利息の受取	239	—	—
				リース資産の転貸	357	リース投資資産	1,925
				リース料の受取	483	—	—
				店舗の転貸	21	長期預り保証金	11,437
				債務保証(注)1	1,564	—	—
	㈱ファミリーブック	100.0	資金の預り 役員の兼任あり	余剰資金の預り	2,400	その他流動負債（預り金）	2,400
				利息の支払	2	—	—

（注）1. 株式会社ゲオの銀行借入に対して、当社が債務保証を行ったものであります。保証料の受取は行っておりません。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、業務の内容を勘案し、決定しております。

出向者給与及び賞与については、当社の給与規定に基づき、出向者にかかる人件費相当額を受け入れております。

資金の貸付については、貸付利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。

余剰資金の預りについては、利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。

転貸における長期預り保証金については、原契約と同条件により転貸しております。

リース資産の転貸については、原契約と同条件により転貸しております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	847円88銭
2.	１株当たり当期純利益	42円01銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

ⅩⅠ. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松　井　夏　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城　　卓　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松　井　夏　樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城　　卓　男 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備している体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社ゲオホールディングス　監査役会

常勤監査役	笹野和雄 ㊞
監査役（社外監査役）	春馬葉子 ㊞
監査役（社外監査役）	田村正治 ㊞
監査役	小宮山太 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は836,715,200円となります。

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当16円を含め、合計32円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条及び第35条の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略） （２）　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり） （２）　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第35条　（条文省略） （２）　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　（現行どおり） （２）　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう３名減員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	えんどう ゆうぞう 遠藤結蔵 （昭和53年１月21日）	平成12年11月　株式会社ゲオ（現当社）入社 平成16年６月　当社取締役社長室副室長 平成23年11月　当社代表取締役社長 平成25年４月　当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	540,000株
2	よしかわ やすし 吉川恭史 （昭和40年９月28日）	昭和63年４月　株式会社エー・ブイ・ステーション（現当社）入社 平成12年６月　当社取締役商品本部長 平成19年６月　当社代表取締役社長 平成22年１月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役兼執行役員（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社ゲオ代表取締役社長	57,000株
3	きたじま たかひさ 北島孝久 （昭和31年10月30日）	昭和59年４月　検事任官 平成13年４月　法務省刑事局参事官 平成14年９月　公正取引委員会審査部特別審査調整官 平成16年10月　東京地方検察庁特別捜査部副部長 平成18年11月　弁護士登録 平成20年５月　サン綜合法律事務所入所（現任） 平成23年10月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ サン綜合法律事務所	―

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	おぎのつねひさ 荻野恒久 （昭和38年４月17日）	昭和63年９月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成６年３月　マネジメント名古屋入社 平成６年９月　公認会計士三宅会計事務所入所 平成９年８月　荻野公認会計士事務所開設（現任） 平成12年６月　有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任） 平成18年６月　丸八証券株式会社社外監査役（現任） 平成20年11月　株式会社あいけん保険サービス設立代表取締役（現任） 平成23年10月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 株式会社あいけん保険サービス代表取締役	500株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者のうち、北島孝久氏及び荻野恒久氏は社外取締役候補者であります。

３．(1) 北島孝久氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家、特に検事としての刑事司法実務に関する長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 荻野恒久氏を社外取締役候補者とした理由は、会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4．北島孝久氏及び荻野恒久氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって３年９ヶ月となります。

5．当社は、北島孝久氏及び荻野恒久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は次のとおりであります。選任された場合、同契約を継続する予定であります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6．北島孝久氏及び荻野恒久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役春馬葉子氏は任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
春馬葉子（はるまようこ） （昭和49年11月19日）	平成13年10月　弁護士登録（弁護士登録名野口葉子）、鳥飼総合法律事務所入所 平成15年11月　石原総合法律事務所入所 平成18年10月　春馬・野口法律事務所開設（現任） 平成19年６月　当社監査役（現任） ［重要な兼職の状況］ ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．春馬葉子氏は、社外監査役候補者であります。

３．春馬葉子氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が弁護士の資格を持ち、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、選任をお願いするものであります。

４．春馬葉子氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

５．当社は、春馬葉子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は、次のとおりであります。同氏が選任された場合、同契約を継続する予定であります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

６．当社は、春馬葉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式310,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

3,100個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該取締役会決議の日後６年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

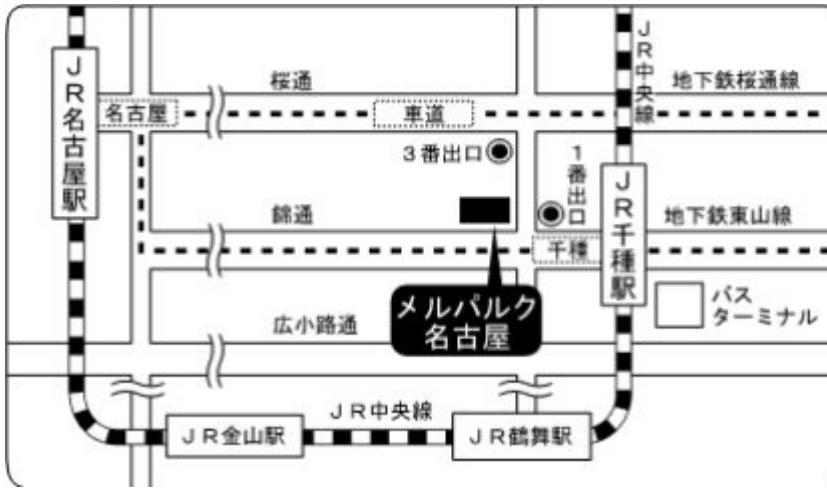
(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間
ＴＥＬ　052－937－3535



―交通機関のご案内―
地下鉄東山線「千種駅」下車、１番出口前
地下鉄桜通線「車道駅」下車、３番出口より南へ徒歩２分
ＪＲ中央線　「千種駅」下車、地下鉄１番出口前

＜お願い＞
お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。